**○農林水産省告示第八百四十八号**

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号。以下「施行規則」という。）第九条第一項並びに農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第四項に規定する調整額及び同法第四条第二項の規定に基づく交付金の金額の算定に関する省令（平成十八年農林水産省令第七十二号。以下「算定省令」という。）第三条及び第四条第一号の規定に基づき、平成二十九年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金に係る施行規則第九条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの収入額及び収穫量並びに算定省令第三条の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの収穫量及び標準的な収穫量並びに算定省令第四条第一号の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の数量当たりの価額を次のように定める。

平成二十九年五月九日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課経営安定対策室、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第八百四十九号**

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第十条第一項の規定に基づき、平成三十年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金に係る同令第十条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの標準的な収入額を次のように定める。

平成二十九年五月九日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課経営安定対策室、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第八百五十号**

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関を登録したので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十九年五月九日

農林水産大臣　山本　有二

一　登録年月日及び登録番号

平成二十九年四月十九日　第百十七号

二　登録認定機関の名称及び住所

有限会社リーファース　東京都中央区日本橋兜町一番七号デュオ・スカーラ兜町四百一

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物（きのこ類に限る。）及び有機加工食品（きのこ類加工品に限る。）

四　登録認定機関が認定を行う区域及び事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内

(2)　認定を行う事業所の所在地

東京都中央区日本橋兜町一番七号デュオ・スカーラ兜町四百一

**○国土交通省告示第三百九十四号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

国土交通大臣　石井　啓一

平成二十九年五月九日

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

| 認定番号 | 特別評価方法認定をした方法の名称 | 性能表示事項 | 特別評価方法認定の申請者 | 申請者の住所 | 認定年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1394 | 特別な突起付防水紙を用い防水性を高めた外壁の構法に応じて評価する方法 | 3－1　劣化対策等級（構造躯体等） | 田島ルーフィング株式会社<br>代表取締役<br>田島　国雄 | 東京都千代田区岩本町三丁目11番13号 | 平成29年4月20日 |
| | | | BX西山鉄網株式会社<br>代表取締役<br>村林　英男 | 東京都葛飾区堀切四丁目57番21号 | |

**○国土交通省告示第三百九十五号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月九日

国土交通大臣　石井　啓一

別表の十四の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中

「イ　本部　東京都新宿区新宿一丁目七番一号
ロ　北関東地区出張所　栃木県宇都宮市中河原町三番十九号
ハ　西関東地区出張所　東京都町田市原町田四丁目一番十一号
ニ　中部北陸地区出張所　静岡県磐田市上本郷三百六十四番地二
ホ　山陰地区出張所　島根県出雲市平田町二千三百七番地一
ヘ　西九州地区出張所　長崎県佐世保市三浦町一番十三号
ト　南九州地区出張所　鹿児島県鹿児島市山之口町一番十号
チ　東関東地区出張所　千葉県松戸市東松戸一丁目三番地の四
リ　中九州地区出張所　福岡県久留米市東町五番地十三
ヌ　関西地区出張所　大阪府大阪市淀川区西中島五丁目十四番五号
ル　東北地区出張所　宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目一番八号
ヲ　中東関東地区出張所　埼玉県さいたま市大工一丁目十番四十号
ワ　西関東地区出張所　兵庫県加古川市加古川町溝之口七百八十八番地一
カ　本社　東京都新宿区新宿一丁目七番一号
ヨ　北関東事務所　栃木県宇都宮市中河原町三番十九号
タ　西関東事務所　東京都町田市原町田四丁目一番十一号
レ　中部陸事務所　静岡県磐田市上本郷三百六十四番地二
ソ　山陰事務所　島根県出雲市平田町二千三百七番地一
ツ　九州博多事務所　福岡県福岡市博多区住吉三丁目一番一号
ネ　南九州事務所　鹿児島県鹿児島市山之口町一番十号
ナ　東関東事務所　千葉県松戸市東松戸一丁目三番地の四
ラ　中九州事務所　福岡県久留米市東町五番地十三
ム　関西事務所　大阪府大阪市淀川区西中島五丁目十四番五号
ウ　東北事務所　宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目一番八号
ヰ　中東関東事務所　埼玉県さいたま市大工一丁目十番四十号
ノ　西関東事務所　兵庫県加古川市加古川町溝之口七百八十八番地一」

を

「イ　本部　東京都新宿区新宿一丁目七番一号
ロ　北関東地区出張所　栃木県宇都宮市中河原町三番十九号
ハ　西関東地区出張所　東京都町田市原町田四丁目一番十一号
ニ　中部北陸地区出張所　静岡県磐田市上本郷三百六十四番地二
ホ　山陰地区出張所　島根県出雲市平田町二千三百七番地一
ヘ　西九州地区出張所　長崎県佐世保市三浦町一番十三号
ト　南九州地区出張所　鹿児島県鹿児島市山之口町一番十号
チ　東関東地区出張所　千葉県松戸市東松戸一丁目三番地の四
リ　中九州地区出張所　福岡県久留米市東町五番地十三
ヌ　関西地区出張所　大阪府大阪市淀川区西中島五丁目十四番五号
ル　東北地区出張所　宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目一番八号
ヲ　中東関東地区出張所　埼玉県さいたま市大工一丁目十番四十号
ワ　西関東地区出張所　兵庫県加古川市加古川町溝之口七百八十八番地一
カ　本社　東京都新宿区新宿一丁目七番一号
ヨ　北関東事務所　栃木県宇都宮市中河原町三番十九号
タ　西関東事務所　東京都町田市原町田四丁目一番十一号
レ　中部陸事務所　静岡県磐田市上本郷三百六十四番地二
ソ　山陰事務所　島根県出雲市平田町二千三百七番地一
ツ　九州博多事務所　福岡県福岡市博多区住吉三丁目一番一号
ネ　南九州事務所　鹿児島県鹿児島市山之口町一番十号
ナ　東関東事務所　千葉県松戸市東松戸一丁目三番地の四
ラ　中九州事務所　福岡県久留米市東町五番地十三
ム　関西事務所　大阪府大阪市淀川区西中島五丁目十四番五号
ウ　東北事務所　宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目一番八号
ヰ　中東関東事務所　埼玉県さいたま市大工一丁目十番四十号
ノ　西関東事務所　兵庫県加古川市加古川町溝之口七百八十八番地一」

に改める。

**○国土交通省告示第三百九十六号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十九年四月十三日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年五月九日

国土交通大臣　石井　啓一

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 物件の型式 | 製造者の名称 | 製造者の住所 |
|---|---|---|---|---|
| 第5489号 | 粉末消火器（持運び式） | ＰＰ－20Ｍ型 | 株式会社初田製作所 | 大阪府枚方市招提田近三丁目5番地 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | スチライト工業株式会社<br>代表取締役<br>岡本　一義 | 大阪府大阪市鶴見区茨田大宮一丁目3番33号 | |
| 1395 | 特別のパネル（きづれパネル）を下地材に用いることにより特別の通気経路をもつ外壁の構法に応じて評価する方法 | 3－1　劣化対策等級（構造躯体等） | 住友林業株式会社<br>代表取締役社長<br>市川　晃 | 東京都千代田区大手町一丁目3番2号 | 平成29年4月20日 |